

委員会の活動評価について

今期（令和5年5月～）

1 チェックシートによる評価

令和6年

3月5日（火）予算決算常任委員会理事会

3月8日（金）常任委員会（政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、教育警察）

3月11日（月）常任委員会（総務地域連携交通、防災県土整備企業 医療保健子ども福祉病院、）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動 評価総括表について協議

3月12日（火）常任委員会（政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、教育警察）

3月13日（水）常任委員会（総務地域連携交通、防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院）

3月18日（月）予算決算常任委員会理事会

「1 チェックシートによる評価」での議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動 評価総括表」を作成する。

3 委員長会議での報告及び確認

3月22日（金）委員長会議

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月（予定）代表者会議

議長から委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。



次期（令和6年5月～）

5 次期委員会への引継ぎ

5月（予定）委員長会議

議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員（理事）の皆さんで自己評価（5段階評価）を行ってください。（但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「－」をつけてください。）

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目（該当なし「－」）</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か（「－」とするか否か）を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名()

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会で調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

環境生活農林水産常任委員会 活動実績書（案）（令和5年5月～令和6年5月）

令和6年3月8日現在

1 所管調査事項

- 生活文化行政の推進について
- 農業の振興対策について
- 環境保全の推進について
- 林業の振興対策について
- 廃棄物対策について
- 水産業の振興対策について

2 重点調査項目

- 脱炭素社会の実現に向けた取組への対応について
- 文化振興について
- 農林水産業の担い手の確保・育成について
- 農林水産物の輸出促進について
- 藻場の再生等豊かな海づくりに向けて

3 活動計画表

重点調査項目	令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 脱炭素社会の実現に向けた取組への対応について (2) 文化振興について (3) 農林水産業の担い手の確保・育成について (4) 農林水産物の輸出促進について (5) 藻場の再生等豊かな海づくりに向けて	常任委員会 所管事項説明 (5/23)	常任委員会 議案の審査、所管 事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/21, 23)	県内調査 (7/20～21)		県外調査 (9/5～9/7) 常任委員会 議案の審査 (9/22)	常任委員会 所管事項の調査等 予決分科会 議案の審査等 (10/6, 11) 予決分科会 補正予算 (10/20)	予決分科会 令和4年度 歳入歳出決算、 所管事項の調 査 (当初予算 編成に向けて の基本的な 考え方) (11/1)	予決分科会 補正予算等 (12/6) 常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/12, 14)		予決分科会 補正予算 (2/20) 予決分科会 補正予算等 (2/27)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/8, 12)		
執行部の主な予定		令和5年版県政 レポート（案）				一般会計、特別会計 決算 令和6年度行政展開 方針（案） 当初予算編成に向けて の基本的な考え方		当初予算要求 状況		当初予算案	令和6年度 行政展開 方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

7月20日（木）～21日（金）（1泊2日） 農林業の担い手の確保・育成（みえ森林・林業アカデミー、松阪市議会、御浜町議会）や水産業の輸出促進（尾鷲物産株式会社）、藻場の再生（尾鷲市議会）について調査を行った。

(2) 県外調査

9月5日（火）～9月7日（木）（2泊3日） 漁業の担い手の確保・水産物のブランド化（苫小牧漁業協同組合）や資源循環型発電（株式会社サニックスエナジー）、文化振興（北海道博物館）、脱炭素社会の実現に向けた取組（環境省北海道地方環境事務所）について調査を行った。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」について（回答） 1

(R5.9.19 全員協議会資料抜粋)

- 2 請願への対応 2

- 3 各定例会月会議における委員長報告一覧 3

『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【環境生活農林水産常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	担当部局名	委員会意見	回答
3-2	交通安全対策の推進	環境生活部	<p>飲酒運転事故件数が増えていることから、県警とも連携して、その原因をしっかりと分析し、新たな対応策を検討されたい。</p>	<p>飲酒運転事故件数の増加の原因については、コロナ禍における行動制限の緩和、県内交通量や総事故件数の増加、依然として飲酒運転の危険性や結果の重大性に対する認識の甘さが運転者にあるなど、様々な要因が重なっているものと考えています。今後は、新たに酒類販売の店舗等へのステッカー・チラシの配布や大型イベント会場での飲酒運転防止の呼びかけなどに取り組むとともに、引き続き、県・県警・関係団体が連携しながら、飲酒運転根絶に向けて、様々な場面に応じた広報啓発や交通安全教育の強化に努めてまいります。</p>
			<p>飲酒運転の悪質性、危険性の高い交通違反についての記載はあるが、妨害運転について明記されていない。妨害運転については、県民の身近な問題であり、不安を感じるため、飲酒運転だけでなく、妨害運転についても記述されたい。</p>	<p>「県政レポート」における記述は、「みえ元気プラン」の重要業績評価指標として掲げた違反を中心に例示的に列挙しているもので、個別具体的な違反名を記述しなくとも県民が身近に不安を感じる妨害運転を始め、電動キックボードや自転車の通行ルールの周知等、様々な交通安全対策に取り組んでいく趣旨であることを御理解いただくようお願いいたします。</p>
6-1	農業の振興	農林水産部	<p>多くの農地を支えている家族農業への支援に取り組まれたい。</p>	<p>田植えや収穫期などの繁忙期に労働力が不足する農家と短時間労働ができる人材をマッチングする取組や、省力化・品質向上に向けたスマート技術の活用を進めることで、家族農業の継続につなげていきます。</p>
6-3	水産業の振興	農林水産部	<p>県産養殖魚が高値で取引されるよう、付加価値の向上に取り組まれたい。</p>	<p>新たな養殖魚種として、カワハギやサーモンに加え、本年度から生食でも安心して食べられるマサバの養殖技術の開発を進めているところであり、養殖魚の付加価値を高めることで、養殖業者の経営改善や新たなブランド魚の創出につなげていきます。</p>
6-4	農山漁村の振興	農林水産部	<p>獣害被害額は減少しているが、集落の方から被害が減っている実感がないと聞いていることから、引き続き被害の軽減に取り組まれたい。</p>	<p>獣害対策を担う人材の育成、被害を防止するための鳥獣の捕獲、国の事業を活用した侵入防止柵の設置に市町や集落と連携して取り組むとともに、集落の代表者に対するアンケートなどを通じて、地域の実情に応じた支援を検討していきます。</p>

請願への対応

定例月会議	受理番号	請願	委員会審査		本会議		処理経過 報告要求	請願に係る 意見書
			審査結果	審査日	採決の結果	採決日		
令和5年9月	請2号	伊賀市阿波地区における産業廃棄物最終処分場の開発計画に対する慎重な審査を求めることについて	採択	R5.10.11	採択	R5.10.20	○	—
令和5年9月	請3号	客引き等防止条例の制定を求めることについて	採択	R5.10.11	採択	R5.10.20	○	—
令和5年11月	請14号	私学助成について	採択	R5.12.12	採択	R5.12.21	○	○
令和5年11月	請15号	持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求めることについて	採択	R5.12.14	採択	R5.12.21	○	○

各定例月会議等における委員長報告一覧

【6月定例月会議】

(6/30 常任委員長報告)

○「三重県文化振興条例案」について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、文化に関することは教育委員会の職務権限とされており、その一方で、条例の定めるところにより、知事が管理及び執行できる旨も規定されています。本委員会ではこの規定を踏まえ、議案第6号を審査するに先立ち、本県における文化の所管に係る法令上の整理について説明を求めたところ、明確さを欠いたことから、引き続き審査することといたしました。

県当局におかれては、国の見解や他県の状況も確認するなどし、本件に係る法令上の整理について適切な説明を行うことを要望します。

また、引き続き審査することとなったものの、文化の振興については県政において重要であり、停滞することがないよう、しっかりと進めていただくことを要望します。

○みえ森と緑の県民税について

県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年度に「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

現在、第2期の取組を進めるとともに、令和6年度から10年度に向けた第3期制度の検討を行っており、今回その中間案が示されたところです。

県民税の認知度に関しては、農林水産部が実施した「三重の森林づくりに関する県民意識調査」によると、19.5%と低い状況にあります。また、課税目的が類似する国の森林環境譲与税が令和元年度に創設されており、県民税による取組を継続していくのであれば、その違いも含めて、県民に対し必要性を説明し、理解を得ていく必要があると考えます。

県当局におかれては、県民税を森林環境譲与税とすみ分けて活用していることや、より多くの県民から理解を得られるようその周知方法について、本委員会に対して明確に説明することを要望します。

【9月定例月会議】

(10/20 常任委員長報告)

○みえ森と緑の県民税について

県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿って、県と市町が役割分担した中で、第2期の取組を進めるとともに、令和6年度から10年度を計画期間とした第3期制度の検討を行っており、今回その最終案が示されたところです。

当該県民税を活用した「災害からライフラインを守る事前伐採事業」については、市町によっては、人員不足等の理由から十分に活用しきれていない面があると思われます。また、県民税の認知度が低いことから、今後の県民に対する広報の手法についても工夫していく必要があると考えます。

県当局におかれては、市町が県民税を活用した事業に取り組みやすい環境を整えるとともに、森林環境譲与税との棲み分けやその周知方法など、これまで明らかになった課題の解決に努め、県民にとって有効に活用される県民税となるよう取り組むことを要望します。

○第44回全国豊かな海づくり大会について

県では、令和7年度開催予定の第44回全国豊かな海づくり大会に向けた準備を進めており、今回その基本構想最終案が示されました。

全国豊かな海づくり大会の開催は、豊かな海の再生に取り組む本県の姿を全国に発信するとともに、水産資源を守り育てる取組をさらに推進する絶好の機会であり、本県の豊かな海や河川といった自然環境の保全に対する県民の意識向上も期待できます。

県当局におかれては、当該大会に向けて沿岸市町だけでなく、県内全域で取り組み、三重県の多彩な農林水産物や自然、歴史、文化など本県が有する魅力を全国に向けて広く発信するよう要望します。

○三重県多文化共生社会づくり指針(第3期)について

県では、平成28年3月に「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定し、現在は第2期の指針に基づき、多文化共生施策を進めているところですが、今回改定する「三重県多文化共生社会づくり指針(第3期)」の基本的な考え方について説明がありました。

今後、人手不足の分野で外国人労働者を受け入れる在留資格の分野が拡大し、家族帯同での来日が増加するなかで、これからの多文化共生社会には治安がよくて、教育が充実した受け入れ体制を整える取組が必要です。

県当局におかれては、外国人住民にとっても魅力ある多文化共生社会となるよう、今回改定する指針には就学を高める取組など重要な項目をKPIとして設定するとともに、当該指針を計画として策定することの検討も含め、充実した内容のものとなるよう要望します。

【11月定例会会議】

(12/21 常任委員長報告)

○三重県文化振興計画(仮称)について

文化庁の資料によると、本県の県民一人当たりの文化に関する事業費は、他県と比較して低い状況にあります。

このような中、県では、今年度「三重県文化振興条例」を制定し、さらに、この条例に規定する基本的計画として位置づける「三重県文化振興計画(仮称)」の策定を進めています。

県当局におかれては、これを契機に、この計画素案の基本目標である「文化の力で心豊かに活力ある三重を実現」するためにも、文化団体等に対して助言などを行うアーツカウンシルの設置を視野に入れて、様々な領域分野の専門家によるネットワークづくりを進めるなど、本県の文化行政にしっかりと取り組むことを要望します。

○三重県多文化共生推進計画について

本県では、今後も外国人住民の増加が見込まれることから、多文化共生社会づくりに向けた取組を一層推進していくため、これまでの「多文化共生社会づくり指針」を改め、「多文化共生推進計画」の策定を進めています。

多文化共生社会を実現するためには、外国人住民の方にとっても、暮らしやすい社会であることが非常に大切です。

県当局におかれては、外国人から選ばれる三重を目指して、外国人住民の方々の実態を把握したうえで、効果的な目標の指標を設定するなど、多文化共生の取組が全県的に広がるような計画を策定することを要望します。

常任委員会活動 上半期振り返りシート

委員会名：環境生活農林水産常任委員会

○委員会審議の活性化の視点

- ・ 6月の常任委員会で引き続き審査とした三重県文化振興条例案の制定にあたり、どういふことが必要かということについて、審議が深まったと思う。
- ・ 三重県文化振興条例案の審議の際に、文化行政についてはもう少ししっかりと議論すべきだったと感じている。
- ・ みえ森と緑の県民税第3期制度については、議論を深めることができたと思う。

○年間活動計画について**・ 重点調査項目****・ 県内外調査****○その他**